

千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、市民の公衆衛生の保持及び向上を図るため、公衆浴場の経営者が、設備改善に要する経費について予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき当該公衆浴場の経営者に対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場をいう。
- (2) 設備改善事業 株式会社日本政策金融公庫から融資を受けて、公衆浴場を改善する事業をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、千葉県公衆浴場業生活衛生同業組合千葉支部（千葉市公衆浴場組合）に属する組合員であるものとする。

(経費及び補助率)

第4条 補助金の対象となる公衆浴場設備改善事業（以下「補助事業」という。）、経費、補助限度額及び補助率は別表のとおりとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第5条 規則第3条の規定により、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 株式会社日本政策金融公庫支払額明細書
- (4) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の規定による申請は、設備の改善が緊急を要する場合においては、規則第3条第1項ただし書きの規定により、補助事業の完了後に行うことができるものとする。

- 3 前項の規定により申請を行う場合においては、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号の2）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 株式会社日本政策金融公庫支払額明細書及び株式会社日本政策金融公庫証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により附する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更をする場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了していない場合又は、補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

2 前項の規定は、前条ただし書きに規定する場合にあっては、この限りでない。
(交付決定等の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

2 前項の規定による通知は、補助事業の完了後に申請があった場合においては、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定兼額確定通知書(様式第2号の2)によるものとする。

(変更等の承認申請)

第8条 第6条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉市公衆浴場設備改善事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定により報告しようとするときは、市長が別に定める期日までに、千葉市公衆浴場設備改善事業実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業報告書
- (3) 株式会社日本政策金融公庫証明書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定は、補助事業の完了後に申請があった場合においては、適用しない。

(額の確定通知)

第10条 規則第13条の規定による通知は、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金額確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付請求書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定通知書の写し
- (2) 千葉市公衆浴場設備改善事業補助金額確定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による請求は、補助事業完了後に申請を行った場合においては、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 千葉市公衆浴場設備改善事業補助金交付決定兼額確定通知書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(決定の取消通知)

第12条 規則第17条第3項において準用する第6条の規定による通知は、公衆浴場設備改善事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)によるものとする。

(返還命令)

第13条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉市公衆浴場設備改善事業補助金返還命令書(様式第8号)によるものとする。

(附 則)

1. この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
2. この要綱による改正後の公衆浴場設備改善事業補助金交付要綱は、昭和60年度分から適用し、昭和59年度分以前の補助金については、なお従前の例による。

(附 則)

1. この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

(附 則)

1. この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
2. この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表

補助対象事業		経費	限度額 (千円)	補助率
区分	項目			
主要設備整備	1 煙突建替工事、補修工事	補助対象事業に要した経費	3,000	1/2 以下
	2 配管工事			
	3 元釜、補助釜、サヤ取付、取替工事、補修工事			
	4 調節箱取付、取替工事とそれともなう配管工事			
	5 濾過機取付、取替工事とそれともなう配管工事			
	6 温管、温管器の取付、取替工事とそれともなう配管工事			
	7 温水器取付、取替工事とそれともなう配管工事、 下水道工事			
	8 井戸掘、掘直し、及びそれともなう配線、配管工事、 モーター取付、取替工事			
	9 バーナー取付、取替とそれともなう配管工事 (自動装置、ヒーター取付を含む)			
非主要設備整備	10 煙道取付、取替工事		2,000	1/3 以下
	11 シャワー、カラン、バルブ等取付、取替工事と それともなう配管工事			
	12 超音波、パイプラ、赤外線取付、取替工事と それともなう配管、配線工事			
	13 水道タンク取付、取替工事とそれともなう基礎工事、 配管工事			
	14 油タンク、燃料倉庫の新設、建替工事			
	15 電気配線(照明設備を含む)工事			
	16 ロッカー(傘入れ、傘立て等を含む)取付、取替工事			
	17 冷暖房取付、取替工事とそれともなう配管、配線工事			
	18 タイル張替、補修工事			
	19 鏡取付、取替			
	20 屋内、屋外の塗装			
	21 屋根、壁、天井、床等の張替、塗替			
	22 窓取替工事、補修工事			
	23 各種機器類(モーター、バーナー、冷暖房等)の 修理オーバーホール			
	24 各種自動装置の取付、取替及びそれともなう配管、 配線工事			
	25 上、下水道工事(水洗化による改増工事を含む)			
	26 湯桶、ザル(衣)、いす、テーブル等の買入、取替			
	27 建物の補強、補修工事			
	28 塀の新築、改築			
	29 看板取付、取替(広告用看板、外燈等含む)			
	30 仕切戸、つい立等の取付、取替			
バリアフリー 化工事	31 手すり等の取付、取替		3,000	1/2 以下
	32 玄関等の段差改良工事			
	33 その他のバリアフリー工事			

※設備の取付、取替工事等に関しては、その撤去処理を含む。